

御中  
和泉市

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書について

貴社の上記事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書の提出期限は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内ですので、記載要領をご参照のうえ、期限内に申告・納付されるようお願いします。

なお、この申告にかかる税率等は、次のとおりですのでご注意ください。

## ご注意

法人税において予定申告によらず、中間の仮決算によって中間申告書を提出する法人については、別の申告書(第20号様式)の用紙を用いることになります。申告書および納付書の印字内容と申告内容が異なる場合(申告区分・事業年度など)は必ず訂正の上、ご提出ください。

◎ この申告書の用紙は、2枚目が提出用、3枚目が控用となっています。提出用については納付書と切り離して提出してください。なお、提出用及び控用は、カーボン紙を用いることなくそのまま複写で記入できます。

## 均等割税率

法人等の区分		税率
「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	市内の事務所等の従業者数の合計数	
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超～10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超～1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記以外の法人等		60,000円

## 【参考】前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

		千	百	十	千	円
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑨	(				)
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額						
法人税割額	⑩					
市民税の特定寄附金税額控除額	⑪					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫					
外国の法人税等の額の控除額	⑬					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭					
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮					
納付すべき法人税割額⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯					
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰					
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱					

※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

受付印

年 月 日

和泉市長あて

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地 <small>(本市が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話 )	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <small>( 十億 百万 千 円 )</small>
(ふりがな)			前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
法人名			前期末現在の資本金等の額
(ふりがな)	(ふりがな) 代表者氏名印	(ふりがな) 経理責任者氏名	

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑬の金額)	①		0.0
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②		0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		0.0
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④		0.0
均等割額	⑤		月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	円 × $\frac{⑤}{12}$	0.0
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥	⑦		0.0

本市内に所在する事務所、事業所又は寮等		本市分の税率の適用区分に従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
(特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円				
法人税割額	⑩	指場 定合 都の 市に ⑥ 申の 告す る算	区 名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
市民税の特定寄附金税額控除額	⑪					人	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫						0.0
外国の法人税等の額の控除額	⑬						0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭						0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮						0.0
納付すべき法人税割額⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯						0.0
⑯のうち特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等に係る法人税割額	⑰						0.0
差引法人税割額 ⑯ - ⑰	⑱					0.0	
関与税理士署名押印		(電話 )					

※処理事項	発信年月日 通信用存印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

受付印

年 月 日

和泉市長あて

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地 <small>(本市が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話 )	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <small>( 十億 百万 千 円 )</small>
(ふりがな)			
法人名		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)			
代表者氏名印	(印) 氏名	前期末現在の資本金等の額	

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)	①		0.0
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②		0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		0.0
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④		0.0
均等割額	⑤		月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	円 × $\frac{⑤}{12}$	0.0
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥	⑦		0.0

本市内に所在する事務所、事業所又は寮等		本市分の税率の適用区分に従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
(特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円				
法人税割額	⑩	指場 定合 都の 市に⑥ 申の 告す る算	区 名	※区コード	月数	従業者数 人	均等割額 円
市民税の特定寄附金税額控除額	⑪						0.0
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫						0.0
外国の法人税等の額の控除額	⑬						0.0
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭						0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮						0.0
納付すべき法人税割額⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯						0.0
⑯のうち特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等に係る法人税割額	⑰						0.0
差引法人税割額 ⑯ - ⑰	⑱	関与税理士署名押印		(電話 )			